

面会に関する規程

北九州安部山公園病院及び介護老人保健施設あけぼの苑(以下「当施設」という)における『面会』に関する事項について、下記の通り定めるものとする。

第1条(面会に対する当施設の考え方)

入院中の患者・入所者(以下「患者等」という)とその家族等(家族以外の介護者、患者・入所者が大切に思う人を含む)との面会は、患者等の療養環境の質の向上及び尊厳の保持に資するだけでなく、そのご家族等の生活の質を保つ上でも重要である。併せて、面会の機会を設けることは、円滑な退院支援を行う上でも重要であるため、面会の機会を妨げないようにする。

第2条(面会の制限)

感染対策等でやむを得ず家族等の面会を制限する場合は、病院長及び施設長の承認を得るものとする。また、患者等又は家族等から面会に関する相談があった場合には、制限の状況等を丁寧に説明することとする。

なお、制限の内容等は2項以下に定める。

2. 病院長又は施設長は、制限の内容等について、制限の起因となった事柄に最も関連する会議又は委員会へ審議を依頼することとする。例えば、感染対策であれば「感染対策管理委員会」へ審議を依頼する。該当する会議等が無い場合においては、病院長、施設長、看護部長、事務部長が参加する運営会議にて審議を行う。

審議内容は、「制限する期間」「面会可能な時間帯」「面会可能な人数・続柄」「面会時の注意点」などを指す。

3. 対面での面会が適当でないと判断される場合においても、オンライン面会など具体的かつ現実的な代替策の検討を行うこととする。
4. 制限の内容等については、院内掲示及びホームページで案内を行う。併せて家族等が持ち帰ることが可能なチラシ等を作成する。

第3条(その他)

本規程については院内掲示を行い、定期的に見直しを行う。なお、定めのない事項については、運営会議にて協議することとする。

制定日:2026年4月20日